



# APO\_社労士通信

## 療養費(海外で診療を受けたら?)

### 1. 療養費とは

健康保険では、保険医療機関の窓口で被保険者証を提示して診療を受ける『現物給付』が原則となっていますが、やむを得ない事情で、保険医療機関で保険診療を受けることができず、自費(全額自己負担)で受診したときなど特別な場合には、その費用について療養費が支給されます。やむを得ない事情には、事業主が資格取得届の途中で被保険者証が未交付のため、医療機関で被保険者証が提示できず保険診療が受けられなかった場合や、療養のため医師の指示によりコルセット等を装着した場合などがありますが、その一つに海外で診療を受けた場合があります。

### 2. 海外で診療を受けた場合

例えば、旅行中にすぐに手当を受けなければならない病気・けがをした場合で、海外の医療機関で治療や投薬を受けた際の医療費は、日本の健康保険被保険者証が使用できないので、本人が一旦全額を支払い、後日健康保険に『療養費支給申請書』あるいは『家族療養費申請書』(被扶養者の場合)を提出して療養費を請求することになります。

### 3. 給付対象となる医療行為

健康保険から療養費が給付されるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為(診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術など)のみです。つまり、海外の治療に関しても日本の保険診療の範囲内で療養費が給付されることとなります。ただし、治療を目的に渡航した場合(心臓・肺などの臓器の移植)は対象外になります。

### 4. 支給額算定の方法

療養費の給付額は、提出書類の審査を経て保険者が算定しますが、これは海外で実際に支払った治療費をもとに算定されるのではなく、日本国内で同じ治療を受けた場合の金額を基準として決定した標準額によって算定されます。

#### 《例① 海外で支払った治療費>標準額》

海外での治療費が100,000円かかり、全額自己負担しました。同じような治療を日本で受けた場合の平均的な金額が20,000円だった場合、この金額が標準額となります。実際に支払った治療費が標準額より大きい場合は、標準額(20,000円)から被保険者の一部負担金相当額(一般被保険者の場合は3割負担の6,000円)を控除した金額が健康保険からの療養費支給額(20,000円-6,000円=14,000円)になります。したがって86,000円(100,000円-14,000円)は自己負担になります。

#### 《例② 海外で支払った治療費<標準額》

海外での治療費が10,000円かかり、全額自己負担しました(標準額は例①と同じ20,000円)。実際に支払った治療費が標準額より小さい場合は標準額20,000円ではなく、実際に支払った治療費10,000円から一部負担金(一般被保険者の場合は3割負担の3,000円)を控除した金額が支給額(10,000円-3,000円=7,000円)になります。

### 5. 手続の流れ

『療養費支給申請書』あるいは『家族療養費申請書』(被扶養者の場合)を記入し、海外の医療機関等で発行された『診療内容明細書』及び『領収明細書』の原本を添付して申請することになります。また、これらの添付書類が外国語で記載されている場合は、『翻訳文』の添付が必要になり、翻訳者の署名・住所・電話番号の明記も必要です。翻訳費用は申請者の負担になります。その後、申請が認められた場合は、約3週間から1ヶ月後(協会けんぽ東京支部の場合)に振込希望口座に振込まれます。なお、民間の保険(海外旅行保険)からの給付を受けた場合でも、保険金と健康保険療養費の支給額の調整は行われずに支給されます。



## 知っておきたいミニ知識(労働基準法)

### 第 26 回 健康診断の時間は有給扱い?

かつて労働基準法の一部であった労働安全衛生法では、会社は従業員に対し健康診断を行わなければならない、と定めており、会社に健康診断実施の義務を課しています(安衛法第66条)。義務であるということは、健康診断に要した時間は当然に労働時間とされ、有給となるのでしょうか?

実は、健康診断のうち、年一回実施する定期健康診断などの一般の健康診断に要した時間を有給とする義務は、法律上、会社に課せられていません。ただし、通達では「(一般健康診断は)一般的な健康の確保をはかることを目的として事業者が実施義務を課したものであり、業務遂行との関連において行われるものではないので、その受診のために要した時間については、当然には事業者の負担すべきものではなく労使協議して定めるべきものであるが、労働者の健康の確保は、事業の円滑な運営の不可欠な条件であることを考えると、その受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましい」とされています(S47.9.18 基発第602号)。要するに、有給とする義務はないが、健康診断の趣旨を考えると、有給とすることが望ましい、ということになります。ただし、一般健康診断とは異なり、有害業務に従事する労働者が対象となっている「特殊健康診断」については、労働時間(有給)とする旨、上記通達により明確に定められています。

なお、会社が受診時間を年次有給休暇の消化にあてるよう求めることは、年次有給休暇の利用目的を会社が指示することとなり、「年次有給休暇を労働者がどのように利用するかは労働者の自由である」とする通達に反するものと考えられます(S48.3.6 基発第110号)。また、最高裁でも同様の判断がなされています(S41年(オ)第1420号国鉄郡山工場事件)。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO\_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区相場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧下さい。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>